

実践事例集の発行にあたって

特色ある学校創造の一助とするため、今年度は北部地区の学校に原稿を依頼し、実践事例集を作成しました。大変ご多用の折、事例をまとめられた先生方に感謝申し上げます。

平成28年12月21日に、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（答申）が文部科学省から出されました。その中で次期学習指導要領に向けて充実が求められているのが、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びである「アクティブ・ラーニング」です。答申を一部抜粋いたします。

「主体的・対話的で深い学び」の実現とは、特定の指導方法のことで、学校教育における教員の意図性を否定することでもありません。人間の生涯にわたって続く「学び」という営みの本質を捉えながら、教員が教えることにしっかりと関わり、子供たちに求められる資質・能力を育むために必要な学びの在り方を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくことです。

「主体的・対話的で深い学び」の実現とは、以下の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすることです。

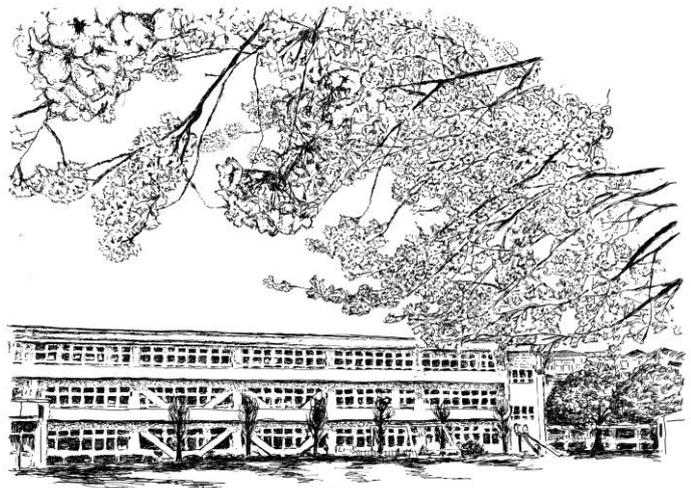
- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。
- ② 子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

これら「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の三つの視点は、子供の学びの過程としては一体として実現されるものであり、また、それぞれ相互に影響し合うものでもあるが、学びの本質として重要な点を異なる側面から捉えたものであり、授業改善の視点としてはそれぞれ固有の視点であることに留意が必要です。単元や題材のまとまりの中で、子供たちの学びがこれら三つの視点を満たすものになっているか、それぞれの視点の内容と相互のバランスに配慮しながら学びの状況を把握し改善していくことが求められるのです。

つまり、生活科や総合的な学習の時間で行われている学習活動や、現在既に行われている各教科の活動を、「主体的・対話的で深い学び」の視点で改善し、単元や題材のまとまりの中で他教科とも指導内容を関連付けつつ、質を高めしていく工夫が求められていると言えます。

この実践事例集を参考にして、アクティブ・ラーニングの実践が「生活科・総合的な学習の時間」を中心に、すべての教育活動でより一層充実していくことをご祈念申し上げ、関係各位への御礼とさせていただきます。

平成29年2月



日立市教育研究会生活科・総合的な学習の時間研究部
部長 宮田 浩昭